

大津湖南都市計画用途地域および地区計画の変更について

1. 経緯

来るべき人口減少局面を見据え、第6次草津市総合計画および草津市都市計画マスタープランならびに草津市立地適正化計画等の各計画に基づき、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を見据え、草津駅周辺および南草津駅周辺を中心に商業、業務機能をはじめとした都市機能を集積し、草津市のみならず湖南圏域の活力の維持を図ることを目的として、用途地域および地区計画の変更を行うもの。

また、木川町周辺においては、良好な住環境の保護を行うことを目的として、用途地域の変更を行うもの。

※用途地域とは、都市計画法に基づき、都市における土地利用を目的別に区分するために定めるものであり、用途地域ごとに建築できる建物の種類や大きさ（建ぺい率・容積率）が制限される。

※地区計画とは、都市計画法に基づき、良好な市街地環境の形成、保持のために定めるものであり、各地域に即したきめ細かい規制を行うこと。

2. 手続き経過

令和7年	9月26日	方針決定
	10月16日	草津市都市計画審議会（協議）
	11月～1月	地権者説明会（4地区）
	12月 5日	草津市地区計画等の案の作成手続に関する条例縦覧
	～12月25日	
令和8年	1月27日	都市計画法第17条縦覧
	～2月10日	
	2月17日	草津市都市計画審議会（審議）
	2月24日	部長会議（重要報告）
	3月中旬	議会報告
	3月31日	都市計画決定告示

3. 用途地域および地区計画変更内容

別紙資料のとおり